

# 法政大学学術機関リポジトリ

## HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-05-09

なし

---

(発行年 / Year)

1910

スキモノト定メ尙ホ豫告期間ニ付テ詳細ナル規定ヲ設ケタリ本案ニ於テハ凡ソ當事者ノ契約カ公  
益ヲ害スヘキ場合ノ外ハ成ルヲ之ニ干渉セサルノ主義ヲ採用シ

又獨乙民法第二讀會草案規定共全部ハ之ヲ採用セス本條第二項ニ定ムルカ如ク信主ハ何時ニ  
テモ返還ヲ爲スコトヲ得ルモノトスルハ本邦ノ慣習ニ異ニスルノ必要アル以テ之ヲ一定スルコトヲ  
ハ距離ノ遠近及し金額多少等ニ依リテ豫告期間ヲ異ニスルノ必要アル以テ之ヲ一定スルコトヲ

止メ相當ノ期間トセリ

### 第五百九十三條(五九一)

(理由) 本條ハ取得編第八十條ノ規定ニ採用シタルモノナリ第五百八十九條、規定ニ依リテ返還ヲ  
爲スコト能ハサルニ至ル場合ハ極メ少ナカルハント雖モ又決シテ之ナント謂モヘカラス今諸國ノ  
立法例ヲ見ルニ既成法典ニ於ケルカ如ク規定ヲ設ケタルモノナシ然レドモ其規定ハ極メテ公平ニシ  
テ且フ實際ノ事情ニ適スル足以之採用セリ只賃金ニシテ強制通用ノ效力失タル場合ニ於テ  
ハ本條ノ規定ニ依ルヘキモニ非ヌ故ハ既成法典ノ規定ヲ舊ヒテ此ニ併書ヲ加ヘリ

### 第五百九十四條

前四條ノ規定ハ反對ノ定ヲ爲スコトヲ許ササル性質ノモノニ非ラス只五百八十九條ハ消費貸借ノ性  
質ニ關スル規定ナルヲ以テ之ヲ除外セリ

### 第五百九十五條(五九二)

#### 使用貸借

(理由) 本節ハ既成法典ノ規定ニ少ノ修正ヲ加ヘタルセニ過ドリ取得編第一百一條ハ一般

ノ原則依リ殆ト同一ノ結果ニ至ルヘキヲ以テ之ヲ削ヘリ又借主カ數人アル場合ニ於テハ通常不可

分債務ヲ生ヌキヲ以テ同第二百二條ニ於ケルカ如ク特ニ述帝ノ債務ヲ認ムルノ必要ナシ又同第二

百五條ニ於テ借主ノ留置權ヲ有ベルコトヲ規定セリト雖モ留置權ニ關スル第

此ニ之ヲ明言スルノ必要ヲ見ヌ故ニ之ヲ削除セリ尙此他ニ削除レタル規定ニ少ナカラスト雖モ其削除

ノ理由ハ之ノ各條説明讓リテ茲ニ之ヲ述ヘス

### 第五百九十五條(五九二)

(理由) 本條ハ取扱編第五百五條ニ該當ス同案ニ於テハ一定の時期ヲ經過ノタル後ニ於テ返還ヲ爲  
スコト以テ使用貸借ノ要件爲セリ然レドモ已ニ消費貸借ニ付キテ述タルカ如ク當事者ノ使用ノ期

間ヲ定メタル場合ニ於テ裁判所ヲレテ之ヲ定メシム必要ナキヲ以テ既成法典ノ主義ハ之ヲ採用セ

ス又同條ニハ原物ヲ返還スヘキコトヲ記セリト雖モ苟モ受取タル物ヲ返還スヘキコトヲ言フ以上ハ  
原物ヲ返還スヘキコトハ自ラ明ナル處ナリトス本條ニ於テハ借主カ使用及び収益ヲ爲ス

ノ權利ヲ有スルコトヲ示スノ必要アリト認メタルヲ以テ此ニ之ヲ明言セリ

### 第五百九十六條(五九三)

(理由) 本條ハ取扱編第六百一十七條ニ該當ス同條ニハ貸借期間内ニ非ラサレハ物ノ使用ヲ爲スコトヲ

得ナルコトヲ記セリト雖モ此ニ之ヲ明言シムノ必要ヲ見ス又同條第二項ハ一般ノ原則ニ依リ明ケル處ナルヲ以テ之ヲ削レリ同第一百九十八條ハ借主が使用貸借ニ無償ナルヨリシテ生スルモノニレニ諸國ノ法利ヲ之ニ與ヘタルモノナルヲ以テ借主ニ於テ隨意第一著レシテ其使用又ハ收益ヲ爲サレムヘ契約ノ趣旨ニ反スルモノト謂ハサルヘカラス故ニ本案ニ於テハ近來ノ立法例ニ倣ヒ第二項ノ規定ヲ設

同條ニ倣リテ自ラ公平ノ結果ヲ得ルニ難ガラナリヘン故ニ之ヲ削除セリ

使用貸借ニ在リテハ貸主ハ借主ニ對ス特別關係ヨリシテ無償ナルヨリシテ生スルモノニレニ諸國ノ法利ヲ之ニ與ヘタルモノナルヲ以テ借主ニ於テ隨意第一著レシテ其使用又ハ收益ヲ爲サレムヘ契約ノ趣旨ニ反スルモノト謂ハサルヘカラス故ニ本案ニ於テハ近來ノ立法例ニ倣ヒ第二項ノ規定ヲ設

ケテ既成法典ノ缺點ヲ補ヒタリ

第三項ハ説明ヲ俟タル當然ノ規定ニシテ近時ノ立法例ニ倣ヒタルモノニ外ナラズ

### 第五百九十七條（五九四）

（理由）本條ハ取扱第百九十九條及ニ第三百四條第一項ノ規定ヲ採用シタルモノナリ借主ハ其我シタル通商ノ保存費ニ付キ其償還ヲ求ムルコトヲ得サルノミナラヌ自ラシテ其費用ヲ負擔セサルヘカラズ故ニ本條ニ於テハ第一百九十七條ノ規定ヲ準用スルニ止メシテ特ニ第一項ノ規定ヲ設ケタリ通商ノ保存費ニ非ラサル費用ニ付キ第五百八十五條第一項ノ規定ヲ準用スヘキモノト爲シタル所以ハ無償テ物ヲ借用スルノ權利ヲ與ヘタル貸主ヲ保護ヘル爲メニ至當ノ規定ナリト信レタルニ在リ

第五百八十五條ニ於テハ第一百九十七條ノ規定ニ從フヘキモノト定メタルヲ以テ借用貸借ニ付デモ亦

### 五百九十八條（五九五）

（理由）五百九十九條ノ適用スヘキコトハ勿論ナリトス

### 第五百九十九條（五九六）

（理由）使用貸借ハ一ノ無償契約ナルカ故ニ擔保ニ付キ贈與者ノ責任ヲ減シタルト同シク貸主ノ爲ニモ亦其擔保責任ヲ輕クスルハ至當ノ事ナリト信ス故ニ第五百五十條ノ規定ヲ準用スヘキモノト爲シタルヨリ最得編第二百四條第一項ニ於テハ消費貸借ニ關スル第百八十二條第一項ノ規定ヲ適用スヘキモノトナシタリト認ム其規定ハ本案ニ於テ採用セラリシモノナルヲ以テ原文ハ之ヲ削除セリ

### 第五百九十九條（五九七）

（理由）本條ハ取扱第一百條第一項ニ修正ヲ加ヘタルモノナリ既成法典ハ借主が使用ヲ終リタル場合ノ契約ニ付キ其償還ノ時期未到ラサルモ借主ハ返還爲ササルヘカラサルモノナリシテ然シモ借主カ使用ヲ終リタルフ事實ハ之ヲ認ムルコト往々困難ナルコトアルヘレ若レ誤リテ使用者ノ終リタルモノト認メラルトキハ借主ハ使用ノ目的ヲ達スルコト能ハスレシテ不測ノ損害ヲ蒙ル場合ニ於テ契約ヲ以テ借用ノ目的ヲ定メタルトキハ使用ヲ終リタル時ニ於テ返還ヲ爲スヘキモノト

モノト爲セリ

當事者カ返還時期ヲ定メタル場合ニ關スル取得編第一百條第二項ノ規定ハ前ニ述ヘタル理由ニ依リテ之ヲ削除更ニ本條第二項及ニ第三項ノ規定ヲ設セタリ蓋當事者カ返還ノ時期ヲ定メサリシ

スルハ實際公平ニシテ且ト當事者ノ意思ニ適スルモノトス然レトモ借主カ使用ヲ爲ササル場合ニ於  
貸主ハ手ラ東ネ其使用者カ選還ノ時期又ハ使用及ハ収益ノ目的定一サルトキハ一般ノ原則ニ  
二但書ヲ加ヘタリ若ニ當事者カ選還ノ時期又ハ使用及ハ収益ノ目的定一サルトキハ一般ノ原則ニ  
依リ貸主ハ何時ニシテ選還ノ請求ヲスコレ得ムモノトスヘ消費貸借ノ場合ニ於ケル如ク豫メ  
催告ヲ爲サシムル必要アキナリ取得編第二百三條第一項ハ言カヲ俟タルヲ以テヲ割レ同條  
第二項ノ規定ハ諸國ノ法律ニ見ル處ニレテ使用貸借ノ無償ナル爲設タルモノナルヘント雖モ  
借主ハ一定ノ目的ヲ以テ物ヲ借用ケタルモノナルニ依リ不時ニ之ヲ選還セサルヘカラストセハ其利  
益ヲ害スルコト大アリト謂フヘシ故ニ本案ニ於テハ此ノ如キ規定ニ採用セサルナリ。

### 第六百條(五九七)

(理由) 本條ノ規定一節成法典ニ見サル處ナリト雖モ地上權ニ付此規定一設タルト同一ノ理由ニ  
依リテ之ヲ置キヨリ地上權ノ場合ニ在リテハ土地ノ所有者ニ先賃權ニ與タルニ拘ラバ斯使用貸主  
ニ之ヲ與ヘサル所以地權ハ期間其他ノ點ニ於テ借主ノ權利ト大ニ異ナル所アラルヲ以テ先賃ヲ爲  
スニ付キ均シ正當利益ノ有スルモノト見スルコト能ハサルニ在リ。

### 第六百一條(五九八)

(理由) 本條ハ取得編第二百九十九條ニ該當ス借主カ死亡シタル場合ニ於テ使用貸借ハ之ニ因リテ其效  
力ヲ失フヘキモノトスキヤニ付テハ諸國ノ立法例一途ニ出テ木案ニ於テハ既成法典ノ主義ヲ至  
スル四ノト謂フヘシ

### 第六百二條

(理由) 第五百九十五條ノ規定ハ使用貸借ノ性質ヲ不スモノナルヲ以テ別段ノ定ヲ許ス性質ノモノニ  
有スルモノニ非ナルハナシ故ニ借主ノ相続人ヲテ物ノ使用ヲ爲サシムルハ通常其契約ノ性質當  
事者ノ意思ニ反スルモノト謂ハサルヘカラス加々木條ノ規定ハ第五百九十六條第二項ノ規定ト一致

### 第六百三條(五九九)

(理由) 本條ノ規定ナキトキハ一般ノ原則ニ依リ二十年ヲ経ルニ非サレハ時效ノ定成ヲ見ルコト能ハ  
サルヘシ然ルニ使用貸借ヨリ生スル當事者間ノ關係ハ速ニ之ヲ結了セシムルヲ便トス加ニ契約ノ本  
旨ニ反スル使用ニ依リテ生シタル損害ノ如キヘシ外ノ時間ヲ經過シタル後ニ於テ之ヲ證明スルコト  
難カクヘク又無償ニテ使用ヲ爲シタルノレシテ多年ヲ經過シタル後ニ費用償還ノ請求ヲ爲スコト  
ヲ得セシムルハ其當ヲ得サルモノト謂フヘキナリ